定　款

株式会社　要興業

(昭和 48 年 4 月 13 日設立)

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社　要興業　と称し、英文ではKANAME KOGYO CO.,LTD.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１　産業廃棄物処理業務
２　古物売買業務
３　製紙原料売買業務
４　古紙選分加工業務
５　一般廃棄物処理業務
６　貨物運送取扱い業務
７　倉庫取扱い業務
８　一般貨物自動車運送業務
９　不動産賃貸業務
10　上記に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都豊島区におく。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。

２．やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

（自己株式の取得）

第６条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第７条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第８条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第10条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第11条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第３章　株主総会

（招集）

第12条　定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第13条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第15条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令または定款に別段に定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）

第17条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第18条　当会社は、取締役会をおく。

（取締役の員数）

第19条　当会社の取締役は１０名以内とする。

（取締役の選任）

第20条　取締役は、株主総会の議決によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う。

３　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

（代表取締役社長および役付取締役）

第22条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

２　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を遂行する。

３　取締役会は、その決議によって、取締役社長を１名選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第25条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。だだし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第28条　取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条　取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

（取締役の責任免除）

第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった 者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２ 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金１００万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第５章　監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）

第31条　当会社は監査役および監査役会を置く。

（監査役の員数）

第32条　会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任）

第33条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第35条　常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。

（監査役会の招集通知）

第36条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議方法）

第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規程）

第39条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第40条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２ 当会社は監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金１００万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の設置）

第 42 条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第 43 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 44 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 45 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第 46 条 当会社は会計監査人との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金１００万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第７章　計　算

（事業年度）

第47条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第48条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第49条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第50条　配当財産が金銭である場合、支払開始日の日から満３年を経過しても受領されないときは、会社はその支払の義務を免れる。

２　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

（附則）

１．定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日から効力を生ずるものとする。

２．前項の規定にかかわらず、2023年２月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

３．本附則は、2023年３月１日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成11年３月16日　改訂
平成12年６月26日　改訂
平成13年９月17日　改訂
平成14年６月27日　改訂
平成15年６月26日　改訂
平成18年６月29日　改訂
平成28年６月27日　改訂
平成29年６月11日　改訂
平成29年６月27日　改訂
平成30年６月26日　改訂
令和４年６月24日　改訂

本定款は原本の写しであることを証明する

令和　　年　　月　　日
株式会社　要興業
代表取締役社長　木納　孝